

# ケーズデンキ高松春日店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成23年9月27日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ高松春日店 高松市春日町149番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
出入口3について、出口としては利用しない計画であるが、本届出どおりの退店誘導を行った場合、すべての車両を南方向に流すことになるため、「県道高松長尾大内線の中央分離帯開放部での転回時における重大事故及び渋滞」、「幅員の狭い道路への進入」などが懸念される。  
出入口3を出入共用として利用し、信号機のある八反地交差点から右折させ、北方向へ退店するよう誘導するほうが、重大事故や渋滞を回避できると考えられるため、現実的な交通の流れに配慮すること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成24年2月3日（金曜日）から同年3月5日（月曜日）まで